

自主点検表（アーク溶接作業）

この自主点検は、定期的を実施してください。

事業場名： _____

点検者職氏名： _____

点検日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 点検結果の該当項目に 印をします。

点 検 項 目		点 検 結 果			備 考
1	主なアーク溶接作業場所	屋内	屋外		
2	じん肺健康診断の実施	有	無		無の場合は改善が必要です。
3	じん肺健康管理状況報告	提出済	未提出		未提出の場合は改善が必要です。
4	換気装置等の設置（屋内作業）	局所排気装置、プッシュ・プル型等	全体換気装置	設置無	設置無の場合は改善が必要です。
5 呼吸用保護具に関する管理	保護具着用管理責任者 （以下の ~ について、主体的に行う者）	選任	未選任		未選任の場合は改善が必要です。
	適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導	有	無		無の場合は改善が必要です。
	保護具の保守管理及び廃棄	実施済	未実施		未実施の場合は改善が必要です。
	フィルタの交換管理	実施済	未実施		未実施の場合は改善が必要です。
	電動ファン付き呼吸用保護具の使用	有	無		無の場合は使用を検討してください。
6 健康管理対策	粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外への転換措置（じん肺管理区分2又は3イのが労働者がいる場合）	両方実施済	いずれか実施済	未実施 ・ 該当者無	未実施の場合は改善が必要です。
	産業医等による保健指導や「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育等	実施済	未実施	該当者無	未実施の場合は改善が必要です。
7	じん肺予防及び健康管理のための教育 （粉じん障害防止規則第22条に定める特別教育の科目に準じた教育）	実施済	未実施		未実施の場合は改善が必要です。

各点検項目の留意点につきましては、裏面を御参照ください。

【自主点検における留意点】

1 点検項目 1 ~ 3 について

粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）及びじん肺法が平成24年4月1日に改正され、屋外でのアーク溶接作業も「粉じん作業」に該当することとなりました。これにより、当該作業に常時従事する労働者及び労働者であった者は、じん肺法に規定する健康診断の対象者となります。

また、併せて「じん肺健康管理状況報告」による所轄労働基準監督署長への報告も必要になります。

2 点検項目 4 について

屋内でアーク溶接作業を行う際は、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置（局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置等）を講ずる必要があります。

3 点検項目 5 - ~ 5 - について

呼吸用保護具の継続的な適正管理のため、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有するものから「保護具着用管理責任者」を作業場ごとに選任し、保護具の適正な選択、使用及び保守管理を行わせることが重要です。

4 点検項目 5 - について

電動ファン付き呼吸用保護具は、一般的に防じんマスクより防護係数が高く、健康障害防止の観点からより有用であるため、着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においてもこれを着用することが望ましいものとなります。

5 点検項目 6 - 、 6 - について

じん肺管理区分が管理2又は管理3イの労働者に対しては、粉じん作業に従事する時間の短縮や労働者の実情を勘案しての作業場所の変更等、粉じんばく露を低減するための措置が必要です。

また、じん肺有所見労働者におけるじん肺の増悪防止を図るためには、産業医等による継続的な保健指導や「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を行うほか、禁煙や肺がん検査の実施についても働きかけることが重要です。

6 点検項目 7 について

常時アーク溶接作業に従事する労働者に対しては、じん肺の予防や健康管理に関する教育を行う必要があります。その内容は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて行うこととなります。